親子通園支援事業実施要綱（令和７年度一部改正）

**※下線部：主な改正箇所**

第１　趣　旨

　　この要綱は、保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）が、保育に関する専門性を活かして、原則として０歳６か月から満３歳未満の子どもと在宅育児中の保護者を受け入れること（以下「親子通園」という。）により、きめ細かい子育て相談や乳幼児との関わり方を学ぶ機会の提供等を実施し、地域に最も密着した児童福祉施設としての役割を果たすとともに、地域において子育ち・親育ちを支援するために必要な事項を定めるものとする。

第２　実施主体

事業の実施主体は、次の各号に掲げる施設（京都府内に設置されるものに限る。）とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する私立の保育所

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する私立の幼保連携型認定こども園

第３　事業内容

実施主体は、親子通園で受け入れた親子の状況を考慮して次に掲げる子育ち・親育ちの一体的な支援に資する事業であって、次に掲げる事業のいずれかに該当するものを実施するものとする。

なお、当該事業は児童福祉法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業と併せて実施することができるものとする。

(1) 子育ての手ほどき支援事業

保育士等による保育の様子を見て、保護者が子育てを学ぶ機会を提供する事業

(2) 子育て相談支援事業

保育士等が保護者の不安や悩みに寄り添いながら、乳幼児との関わり方の助言等を行う事業

(3) 保護者同士の交流促進支援事業

保護者同士が同じ体験を共有できる機会を提供する事業

　(4) その他親育ちに効果的な支援事業

第４　実施方法

　(1) 利用しやすい時間等の設定

実施主体は、相談等を希望する者が気軽に集える場の提供を行うとともに、利用しやすい相談時間や曜日の設定など、子育て家庭が利用しやすいよう柔軟な対応を心がけるものとする。

　(2) 市町村及び地域子育て支援拠点等との連携

実施主体は、市町村と連携し、支援が必要な家庭に対し、優先的に事業を利用できるように努めるものとする。なお、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めるものとする。

また、地域子育て支援拠点が設置されている市町村の区域においては、当該支援拠点と十分な連携を図るものとする。

さらに、効果的な支援を実施するため、地域において子育て支援の活動を行うＮＰＯ等の団体と連携しても差し支えない。

　(3) 他の事業との区分

実施主体は、事業の対象及び実施に要する経費を、他の補助制度等の対象と重複しないよう、明確に区分しなければならない。

　(4) 費用負担

実施主体は、事業の実施に当たり、利用者にとって過度な負担とならない範囲で、費用を徴収することができる。

　(5) 秘密の保持及び個人情報の保護

　　ア　事業に従事する者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

　　イ　事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報を業務遂行以外の目的に利用してはならない。

(6) 保護者が保育の内容から子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるための支援や保護者同士のつながり作りに努めるものとする。

(7) 副主任保育士等の保護者支援・子育て支援の経験が豊かな職員を１名以上置くものとする。

(8) 事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行うものとする。なお、京都府において、当該事業に係るアンケート調査やヒアリングを行うこととしており、積極的に協力するものとする。

第５　経費に対する補助

　(1) 知事は、事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

　(2) 補助金の交付先は、一般社団法人京都府保育協会及び公益社団法人京都市保育園連盟（以下「保育団体」という。）とする。

　(3) 補助金の額は、実施主体の各保育所等について別表１に定める基準額と事業の実施に要する経費とを比較していずれか少ない方の額とする。

　(4) 実施主体が児童福祉法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業と第３に掲げるいずれかの事業とを併せて行う場合は、前号の額に、別表２の加算要件欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額欄に掲げる額を加算することができる。

　(5) 保育団体は、次に掲げる事務を行うものとする。

　　ア　実施主体の事業計画、実施状況、事業実績等の取りまとめ

　　イ　実施主体に対する事業実施上必要な助言及び指導

　　ウ　知事に対する補助金の申請及び事業実績の報告

　　エ　実施主体への補助金の配分

　　オ　その他知事が別に指示する事務

第６　補則

　　この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成23年４月12日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附　則

　この要綱は、平成24年４月17日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

　　附　則

　この要綱は、平成28年９月１日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年６月26日から施行し、令和６年度の事業から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年５月15日から施行し、令和７年度の事業から適用する。

別表１（第５関係）

|  |
| --- |
| 基準額（年額） |
| 実施回数に応じて、次により算出された額  (1)　11回以下　　　　 　　20,000円  (2)　12回以上23回以下 　50,000円  (3)　24回以上47回以下 　100,000円  (4)　48回以上95回以下 　200,000円  (5)　96回以上143回以下 400,000円  (6)　144回以上169回以下 600,000円  (7)　170回以上　　　　　 700,000円 |

別表２（第５関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 加算要件 | 加算額 |
| 児童福祉法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業の実施日以外において、原則として、毎月１回以上、第３に掲げるいずれかの事業を実施する場合 | 50,000円 |
| 第３に掲げる事業の専任職員を配置し、かつ年間170回以上、当該事業を実施する場合 | 250,000円 |